

(2) がんに関する研究の推進

目標

● 早期の診断と最適な治療の実施を目指した先進的な医療の実現等に向けた研究を推進する。

(現状及びこれまでの取組)

がん研究については、国の「がん対策推進基本計画」においても重点的に取組むこととしており、がん対策の推進という観点からも重要な項目です。

都内には多数の医学部を有する大学や研究所等が存在し、がんに関する研究に取り組んでいます。都もその一員として、これまで公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「都医学研」という。）において、都立病院等との連携により、様々な研究（連携研究）を行ってきました。

平成16年度からの6年間では「がん・生活習慣病及び遺伝病克服のための先端的医療支援」として、独自の解析技術を用いた超早期診断法・治療効果予測法の確立や、平成17年度からの5年間では「身体に負担が少ないがんの検査法と治療薬の開発」として、患者の身体に負担の少ない治療法や痛みの緩和法の確立を目指した研究を実施しました。

さらに、平成20年度からは、「がん対策特別研究」として、これまでの研究を加速させ、その成果を実用化へつなげる研究に取り組んでいます。

1つは、「超高感度・同時多項目測定（MUSTag法¹）を応用した早期診断・病勢診断法の開発」で、予防的治療を可能にする超早期診断法や抗がん剤の治療効果予測に関する研究を行っています。

2つめは、「尿中シアセチルスペルミンによる早期診断・病勢診断法の開発」で、大腸がんの早期診断と病勢診断に有用なバイオマーカー²の発見や、尿検査による診断法の確立と当該スキームの各種がんの早期診断への応用のための研究を行っています。

3つめは、「鎮痛薬感受性個人差に着目した痛み治療の実現」で、遺伝子配列から鎮痛薬の必要量を予測するシステムを開発し、個々に最適な疼痛治療を実現するための研究を行っています。

¹ 血液一滴で数十種類の蛋白質バイオマーカーを超高感度に迅速に診断する方法

² 特定の症状などに応じた体内の生物化学的変化を定量的に把握するための指標

(課題)

がん研究については、がんの早期診断法の確立や予防法・治療法の開発に向け、今後も、都医学研・都立病院や医療機関等が連携しながら、実用化に繋がる研究を更に推進する必要があります。

(施策の方向性)

ア 先進的な医療実現のための連携研究の推進

- 今後、早期発見と患者個々にあった有効な治療の実施のため、次世代診断法の迅速な実用化を目指した「橋渡し研究³」を推進していく必要があります。

このため、東京都では、都医学研において、これまで開発した診断技術の応用化・高度化を図ることにより、多様ながん診断や予後判定に対する活用を推進するとともに、橋渡し研究を推進できる人材の育成や臨床データサンプルの有効活用を進め、先進的な医療を支える臨床研究・臨床試験体制の充実を図っていきます。

これらにより、患者ニーズに合った次世代診断と治療の融合＝「早診完治」⁴による先進的な医療の実現を目指して、研究を進めていきます。

イ 予防法・治療法に関する連携研究の推進

- 都立病院や都内医療機関等との連携を強化し、現在、都医学研で進められている各種がんを引き起こす仕組みの研究等を一層推進し、予防法や治療法の確立を目指します。

重点施策

○がんに関する各種連携研究の推進

³ 有望な基礎研究の成果を実用化につなげる実践的な臨床研究

⁴ できるだけ病気の初期に診断し（早診）、患者個々にあった有効な治療に役立てることで、完全に病気を治すこと（完治）を目指す意味

第5章 計画推進のために

1 都民の役割

がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防やがん検診の受診に努め、がんが発見されたとしても、自らの治療等について、主体的かつ積極的に臨まなければなりません。また、がん患者・家族を支えるボランティア活動の担い手等としても期待されており、都のがん対策の推進に向けて、行政及び関連機関等と協働していく必要があります。

2 医療機関等の役割

(1) 検診実施機関

質の高い検診を提供できるよう、有効性の評価された検診方法の導入や適切に撮影や読影、検査等ができる医師、技師等の確保に努めます。さらに精密検査結果の把握をはじめとしたプロセス指標の改善に向けた自治体への協力など、がん検診の精度向上に努めます。

また、都民に対し、健康的な食生活や身体活動等の科学的根拠に基づくがんを遠ざける生活習慣の必要性等についても、普及に努めます。

(2) 医療機関

①都道府県がん診療連携拠点病院

東京都のがん医療の中心的な役割を担い、自ら高度な専門医療を提供するとともに、東京都がん診療連携協議会の開催や地域がん拠点病院等への専門研修の実施等により、都内のがん医療水準の向上及びがん医療連携体制の構築に努めます。

②地域がん診療連携拠点病院

地域のがん医療の中心的な役割を担い、自ら専門的ながん医療を提供するとともに、地域連携の推進や医療従事者への研修の実施等により、地域のがん医療水準の向上及びがん医療連携体制の構築に努めます。

③東京都認定がん診療病院

専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援、院内がん登録及び医療従事者への研修の実施等に取り組みます。また、拠点病院を中心とした地域

におけるがん医療連携体制の構築に協力します。

④東京都（肺・胃・大腸・肝・乳・前立腺）がん診療連携協力病院

がんの発症部位ごとに専門的ながん医療を提供するとともに、院内がん登録の実施等に取り組みます。また、拠点病院及び認定病院が実施する研修への協力や相談支援センターとの連携など、地域におけるがん医療連携体制の構築に協力します。

⑤その他医療機関

拠点病院等と連携し、切れ目のないがん医療の提供に努めます。また、都民に対する科学的根拠に基づくがんを遠ざける生活習慣の普及や検診受診の勧奨等についても取組が期待されます。

(3) 各種関係団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体は、行政の取組への協力や専門性を活かした情報提供等を行い、主体性を持って都のがん対策に取り組みます。

3 職域・医療保険者の役割

地域との連携を図りながら、科学的根拠に基づくがんを遠ざける生活習慣の実践の必要性やがん検診の重要性を認識し、従業員等の生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に努めます。また、事業者においては、がんに罹患した従業員の治療と就労の両立への配慮等に努めます。

4 学校等教育機関の役割

児童・生徒の健康教育を一層充実させるとともに、教職員の研修等も行い、健康の大切さの理解と望ましい生活習慣の実践を支援します。

学校保健委員会の役割や機能を充実させ、関係機関との連携強化を図ります。

5 行政の役割

(1) 東京都

東京都がん対策推進計画に基づき、国、区市町村、都民、検診実施機関、

医療機関、各種関係団体等と連携を図りつつ、がんの予防と早期発見の推進、がん医療提供体制の整備、がんに関する情報提供や普及啓発など、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画改定後も引き続き、がん対策の推進にあたり都民の声を反映するように努めるとともに、目標の達成状況の評価を行うなど、計画の進行管理も行います。

(2) 区市町村

がん予防対策推進計画の策定等により、住民のがんの予防を推進するため、科学的根拠に基づくがんを遠ざける生活習慣を普及する取組を実施します。また、科学的根拠に基づいた質の高いがん検診を実施するとともに、がん検診受診の促進に向けた普及啓発を行い、受診率の向上等に努めます。